

平成16年度北海道一般会計予算

平成16年度北海道一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,796,971,935千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

教育費の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 道 税		508,620,127
	1 道 民 税	111,566,513
	2 事 業 税	103,919,259
	3 地 方 消 費 税	70,306,921
	4 不 動 産 取 得 税	18,828,157
	5 道 た ば こ 税	15,071,239
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	3,090,533
	7 自 動 車 税	91,076,509
	8 鉱 区 税	29,787
	9 自 動 車 取 得 税	17,746,449
	10 軽 油 引 取 税	76,074,484
	11 狩 猟 税	150,502

款	項	金 額
	12 核 燃 料 税	759,227
	13 旧 法 に よ る 税	547
2 地 方 消 費 税 清 算 金		112,760,155
	1 地 方 消 費 税 精 算 金	112,760,155
3 地 方 讓 与 税		26,050,000
	1 所 得 讓 与 税	9,500,000
	2 地 方 道 路 讓 与 税	15,319,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	966,000
	4 航 空 機 燃 料 讓 与 税	265,000
4 地 方 特 例 交 付 金		14,400,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	14,400,000
5 地 方 交 付 税		680,000,000
	1 地 方 交 付 税	680,000,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,965,000

款	項	金額
	1 交通安全対策特別交付金	1,965,000
7 分担金及び負担金		35,611,225
	1 分担金	3,700,020
	2 負担金	31,911,205
8 使用料及び手数料		34,967,463
	1 使用料	23,550,544
	2 手数料	721,859
	3 証紙収入	10,695,060
9 国庫支出金		485,455,028
	1 国庫負担金	160,922,299
	2 国庫補助金	318,324,437
	3 委託金	6,208,292
10 財産収入		7,422,233
	1 財産運用収入	4,232,347

款	項	金額
	2 財産売却収入	3,189,886
11 寄附金		134,564
	1 寄附金	134,564
12 繰入金		17,573,135
	1 特別会計繰入金	3,186,590
	2 基金繰入金	14,386,545
13 繰越金		8,000,000
	1 繰越金	8,000,000
14 諸収入		294,890,405
	1 延滞金、加算金及び過料	1,405,327
	2 預金利子	26,768
	3 貸付金収入	272,712,686
	4 受託事業収入	4,412,256
	5 収益事業収入	9,015,000

款	項	金 額
	6 雜 入	7,318,368
15 道 債		569,122,600
	1 道 債	569,122,600
歲 入 合 計		2,796,971,935

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(その 1)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成16年度道職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成16年度から平成36年度まで	30,889
平成16年度建設に係る苫小牧保健所の工事請負に関する債務負担行為	平成16年度から平成17年度まで	700,616
冬野菜流通対策確立促進事業に関する債務負担行為	平成16年度から平成17年度まで	42,750
勤労者に対する保証融資に伴う損失補償に関する債務負担行為(第6次分)	平成16年度から平成18年度まで	28,700
中小企業者に対する保証融資の損失補償に関する債務負担行為(一般第14次分)	平成16年度から平成19年度まで	3,700,000
平成16年度中小企業総合振興資金融資保証に伴う保証料の補給に関する債務負担行為	平成16年度から平成26年度まで	622,890
平成16年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成16年度から平成28年度まで	564,000
平成16年度石狩湾新港地域港湾用地の先行取得に関する債務負担行為	平成16年度から平成19年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費について 500千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度 利率の半年複利以内の額の合計額
平成16年度石狩湾新港地域港湾用地の先行取得に係る北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	平成16年度から平成19年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費について 500千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度 利率の半年複利以内の額の合計額

事	項	期	間	限	度	額
平成16年度農地保有合理化促進事業に関する債務負担行為	利子補給	平成16年度から平成26年度まで		703,628		
	損失補償	平成16年度から平成27年度まで		12,420,808		
平成16年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為		平成16年度から平成36年度まで		517,801		
平成16年度農業経営基盤強化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為		平成16年度から平成41年度まで		539,708		
平成16年度農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為		平成16年度から平成31年度まで		1,069,370		
平成16年度21世紀農業フロンティア資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為		平成16年度から平成28年度まで		53,049		
平成16年度土地改良負担金償還平準化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為		平成16年度から平成27年度まで		160,655		
平成16年度土地改良負担金償還特別対策資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為		平成16年度から平成27年度まで		3,772		
平成16年度食料・環境基盤緊急確立対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為		平成16年度から平成25年度まで		1,505,759		
後志南部地区農村振興総合整備事業に係る堆肥化処理関連施設建設工事に関する債務負担行為		平成16年度から平成18年度まで		1,300,000		
南十勝地区農村振興総合整備事業に係る堆肥化処理関連施設建設工事に関する債務負担行為		平成16年度から平成18年度まで		2,500,000		
平成16年度畜産振興総合対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為		平成16年度から平成20年度まで		18,663		
平成16年度畜産環境保全施設整備特別緊急対策事業に係る道費補助に関する債務負担行為		平成16年度から平成28年度まで		3,199,540		
平成16年度大家畜経営改善支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為		平成16年度から平成41年度まで		44,610		

事 項	期 間	限 度 額
平成16年度養豚経営改善支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成16年度から平成26年度まで	101
平成16年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成16年度から平成37年度まで	752,853
平成16年度漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成16年度から平成32年度まで	95,000
平成16年度水産加工経営改善促進資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	平成16年度から平成20年度まで	32,796
平成16年度建設に係るえりも以西海域栽培漁業拠点センターの工事請負に関する債務負担行為	平成16年度から平成17年度まで	1,128,026
平成16年度建設に係る栽培水産試験場の工事請負に関する債務負担行為	平成16年度から平成17年度まで	2,972,418
平成16年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う融資に対する債務保証に関する債務負担行為	平成16年度から平成20年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費及び調査測量費について 2,945,000千円以内 取得、調査測量及び処分に係る経費について 年6%以内の額 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る 限度利率の半年複利以内の額の合計額
道道野塚婦美線トンネル工事に関する債務負担行為	平成16年度から平成17年度まで	820,000
道道江部乙雨竜線橋りょう架換工事に関する債務負担行為	平成16年度から平成18年度まで	1,280,000
道道米原田浦線橋りょう架換工事に関する債務負担行為	平成16年度から平成17年度まで	1,000,000

事 項	期 間	限 度 額
道道美唄浦臼線橋りょう架換工事に関する債務負担行為	平成16年度から平成18年度まで	1,440,000
西岡ダム建設工事に関する債務負担行為	平成16年度から平成21年度まで	9,600,000
当別ダム水源地域対策に係る負担金に関する債務負担行為	平成16年度から平成24年度まで	98,940
平成16年度空港施設設備整備事業に係る化学消防車の購入に関する債務負担行為	平成16年度から平成17年度まで	225,750
平成16年度建設に係る公営住宅の工事請負に関する債務負担行為	平成16年度から平成18年度まで	8,870,000
八雲広域公園整備運営事業に関する債務負担行為	平成16年度から平成43年度まで	2,857,531
平成16年度過疎下水道代行事業に関する債務負担行為	平成16年度から平成17年度まで	500,000
平成16年度警察職員宿舍の賃借に関する債務負担行為	平成16年度から平成40年度まで	65,693
平成16年度交番、駐在所庁舎の賃借に関する債務負担行為	平成16年度から平成40年度まで	593,435
平成16年度教職員宿舍の購入に関する債務負担行為	平成16年度から平成36年度まで	32,475
平成16年度建設に係る高等学校校舎の工事請負に関する債務負担行為	平成16年度から平成17年度まで	3,565,317
平成16年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務に関する債務負担行為	平成16年度から平成26年度まで	元金について 1,183,000,000 千円 利子について 元金に対する利 子相当額 の合計額

(その2)

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成11年度21世紀高生産基盤整備 促進特別対策事業に係る道費補助 に関する債務負担行為	平成11年度から 平成20年度まで	10,023,984	平成11年度から 平成23年度まで	10,023,984
平成12年度21世紀高生産基盤整備 促進特別対策事業に係る道費補助 に関する債務負担行為	平成12年度から 平成21年度まで	9,903,602	平成12年度から 平成23年度まで	9,903,602

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		3,725,228
	1 議 会 費	3,725,228
2 総 務 費		255,219,276
	1 総 務 管 理 費	104,618,285
	2 国 際 交 流 費	576,005
	3 徴 税 費	98,377,441
	4 学 事 宗 務 費	39,485,122
	5 防 災 費	2,390,939
	6 原 子 力 安 全 対 策 費	608,559
	7 領 土 復 帰 対 策 費	892,568
	8 会 計 管 理 費	1,040,095
	9 札 幌 医 科 大 学 費	2,680,584
10 選 挙 費	3,628,396	

款	項	金 額
	11 人 事 委 員 会 費	324,093
	12 監 査 委 員 費	597,189
3 總 合 企 画 費		24,999,162
	1 總 合 企 画 管 理 費	7,452,594
	2 政 策 費	662,189
	3 計 画 費	25,624
	4 地 域 振 興 費	9,548,684
	5 交 通 企 画 費	4,310,040
	6 I T 推 進 費	3,000,031
4 環 境 生 活 費		9,816,381
	1 環 境 生 活 管 理 費	4,609,509
	2 環 境 政 策 費	435,669
	3 環 境 保 全 費	705,683
	4 循 環 型 社 会 推 進 費	376,225

款	項	金額
	5 自然環境費	1,104,696
	6 文化振興費	923,566
	7 生活振興費	952,828
	8 青少年対策費	254,466
	9 女性対策費	213,669
	10 交通安全対策費	240,070
5 保健福祉費		237,491,906
	1 保健福祉管理費	32,436,162
	2 子ども未来づくり推進費	24,488,001
	3 国民健康保険費	46,676,062
	4 医療政策費	6,230,363
	5 疾病対策費	18,729,995
	6 地域保健費	1,983,425
	7 食品衛生費	1,540,806

款	項	金額
	8 医 務 薬 務 費	154,774
	9 地 域 福 祉 費	16,336,121
	10 高 齢 者 保 健 福 祉 費	6,931,056
	11 介 護 保 険 費	35,120,916
	12 障 害 者 保 健 福 祉 費	11,356,650
	13 保 護 費	35,497,275
	14 災 害 救 助 費	10,300
6 経 済 費		219,143,808
	1 経 済 管 理 費	7,163,830
	2 産 業 政 策 推 進 費	145,192
	3 資 源 エ ネ ル ギ ー 費	4,802,970
	4 産 業 立 地 費	16,435,910
	5 産 業 振 興 費	10,477,903
	6 地 域 産 業 費	706,525

款	項	金 額
	7 金 融 費	166,615,309
	8 貿 易 經 濟 交 流 費	93,275
	9 雇 用 对 策 費	8,458,829
	10 劳 政 福 祉 費	105,858
	11 人 材 育 成 費	2,691,414
	12 觀 光 費	601,182
	13 工 鉱 業 試 験 調 查 費	305,846
	14 劳 働 委 員 会 費	539,765
7 農 政 費		236,299,107
	1 農 政 管 理 費	17,955,584
	2 農 地 調 整 費	4,057,164
	3 農 業 經 濟 費	11,716,326
	4 土 地 改 良 指 導 費	64,589,165
	5 農 業 改 良 普 及 費	1,679,965

款	項	金 額
	6 構造改善費	10,028,446
	7 農村計画費	477,976
	8 農業農村整備事業費	113,651,079
	9 道産食品安全費	1,936,718
	10 農産園芸費	3,691,242
	11 酪農畜産費	4,799,425
	12 農業企画費	67,277
	13 農業試験費	1,648,740
8 水産林務費		113,334,745
	1 水産林務管理費	13,776,699
	2 森林環境費	3,011,123
	3 企画調整費	21,801
	4 水産経営費	6,445,835
	5 水産振興費	749,986

款	項	金額
	6 漁港漁村費	44,013,334
	7 漁業管理費	1,214,475
	8 漁業指導費	968,891
	9 木材振興費	529,686
	10 森林計画費	5,495,946
	11 林業振興費	7,866,637
	12 森林整備費	8,802,651
	13 治山費	16,652,370
	14 水産林業試験研究費	3,785,311
9 建設費		414,418,249
	1 建設管理費	69,214,423
	2 道路橋りょう費	183,661,500
	3 河川費	73,999,919
	4 空港港湾費	7,428,627

款	項	金 額
	5 砂 防 海 岸 費	25,622,862
	6 建 築 指 導 費	3,056,615
	7 住 宅 費	12,216,574
	8 都 市 環 境 費	31,613,521
	9 公 園 下 水 道 費	7,372,826
	10 ま ち づ くり 推 進 費	117,385
	11 営 繕 費	113,997
10 警 察 費		146,291,802
	1 警 察 管 理 費	136,298,767
	2 警 察 活 動 費	3,946,561
	3 交 通 安 全 施 設 費	6,046,474
11 教 育 費		539,231,630
	1 教 育 総 務 費	21,703,711
	2 小 学 校 費	205,493,492

款	項	金額
	3 中 学 校 費	124,840,976
	4 高 等 学 校 費	134,049,678
	5 特 殊 学 校 費	47,096,940
	6 学 校 教 育 費	1,093,169
	7 社 会 教 育 費	2,844,340
	8 保 健 体 育 費	2,109,324
12 災 害 復 旧 費		15,310,323
	1 農地開発施設災害復旧費	2,049,060
	2 水産林業施設災害復旧費	4,461,179
	3 土木施設災害復旧費	8,800,084
13 公 債 費		499,817,583
	1 公 債 費	499,817,583
14 諸 支 出 金		81,672,735
	1 繰 出 金	8,113,794

款	項	金 額
	2 諸 費	73,558,941
15 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歲 出 合 計		2,796,971,935

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
被災者住宅再建 支援対策費	1,303,000	総務省、財務省そ の他からの借入れ 又は知事の定める 債券の発行による (他の地方公共団 体との共同発行を 含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内におい て、半年賦元利均等償還又は知 事の定める方法による。ただし、 必要に応じて繰上償還すること ができる。
札幌医科大学 整備費	97,000	同上	10%以内	同上
地域総合整備 資金貸付費	200,000	同上	10%以内	同上
石狩東部広域 水道対策費	18,000	同上	10%以内	同上
石狩西部広域 水道対策費	109,000	同上	10%以内	同上
自然環境 対策費	142,000	同上	10%以内	同上
消費生活 協同組合 振興対策費	3,600	国庫からの借入れ による。	3%以内	据置期間を含め7年以内におい て、年賦元金均等償還による。 ただし、必要に応じて繰上償還 することができる。
社会福祉 施設整備費	827,000	総務省、財務省そ の他からの借入れ 又は知事の定める 債券の発行による (他の地方公共団 体との共同発行を 含む。)	10%以内	据置期間を含め30年以内におい て、半年賦元利均等償還又は知 事の定める方法による。ただし、 必要に応じて繰上償還すること ができる。
保健所整備費	76,000	同上	10%以内	同上
すべての人に やさしいまちづくり 推進事業費	67,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業立地費 推進	1,703,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
技術専門学院費 施設整備	190,000	同上	10%以内	同上
農地調整費 対策	108,000	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め25年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄土地改良費 事業	31,712,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農業改良普及費 センター改築	116,000	同上	10%以内	同上
土地改良費 事業	17,327,000	同上	10%以内	同上
農用地造成費 事業	132,000	同上	10%以内	同上
農地防災費 事業	2,977,000	同上	10%以内	同上
農村総合整備費 事業	1,595,000	同上	10%以内	同上
農道等整備費 事業	2,448,000	同上	10%以内	同上
農道整備 特別事業	1,674,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
家畜保健衛生所費 施設整備費	314,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農業試験場費 施設整備費	103,000	同上	10%以内	同上
水産基盤費 整備費	12,099,000	同上	10%以内	同上
直轄特定漁業 漁港整備費	3,917,000	同上	10%以内	同上
漁港海岸 保全費	1,598,000	同上	10%以内	同上
臨時漁港海岸 保全施設整備費 特別対策事業費	385,000	同上	10%以内	同上
林道事業費	1,259,000	同上	10%以内	同上
林道整備 特別対策費	192,000	同上	10%以内	同上
治山事業費	8,076,000	同上	10%以内	同上
直轄治山費 事業費	152,000	同上	10%以内	同上
臨時治山施設 整備特別対策費 事業費	1,515,000	同上	10%以内	同上
水産試験場費 施設整備費	1,325,000	同上	10%以内	同上
道東支場整備費	253,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
森林整備費	1,021,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め50年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路費	54,902,000	同上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道路維持費	5,671,000	同上	10%以内	同上
道路新設費	18,737,000	同上	10%以内	同上
積雪寒冷対策費	6,645,000	同上	10%以内	同上
市町村道費	1,951,000	同上	10%以内	同上
臨時道路整備特別対策費	27,635,000	同上	10%以内	同上
みどりの道づくり特別対策事業費	142,000	同上	10%以内	同上
直轄河川費	22,400,000	同上	10%以内	同上
河川改良費	15,096,000	同上	10%以内	同上
臨時河川整備特別対策費	3,950,000	同上	10%以内	同上
ダム建設費	2,507,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
直轄空港整備費	369,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
空港整備費	405,000	同上	10%以内	同上
港湾海岸保全費	14,000	同上	10%以内	同上
直轄砂防費	1,263,000	同上	10%以内	同上
砂防費	7,015,000	同上	10%以内	同上
臨時砂防施設整備特別対策費	1,222,000	同上	10%以内	同上
災害関連費	996,000	同上	10%以内	同上
直轄海岸費	158,000	同上	10%以内	同上
海岸保全費	1,666,000	同上	10%以内	同上
臨時海岸保全施設整備特別対策費	1,172,000	同上	10%以内	同上
公営住宅建設費	5,642,000	同上	10%以内	同上
街路事業費	11,291,000	同上	10%以内	同上
臨時街路整備特別対策費	3,507,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市公園費	1,549,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
下水道費	450,000	同上	10%以内	同上
警察施設整備費	1,265,000	同上	10%以内	同上
交通安全施設整備費	1,128,000	同上	10%以内	同上
高等学校施設整備費	9,066,000	同上	10%以内	同上
特殊学校施設整備費	1,398,000	同上	10%以内	同上
情報処理教育施設整備費	299,000	同上	10%以内	同上
耕地災害復旧費	27,000	同上	10%以内	同上
水産災害復旧費	10,000	同上	10%以内	同上
漁港災害復旧費	121,000	同上	10%以内	同上
林道災害復旧費	7,000	同上	10%以内	同上
治山災害復旧費	847,000	同上	10%以内	同上
土木災害復旧費	1,666,000	同上	10%以内	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	140,000,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
住民税等減税補てん債	11,900,000	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同上
臨時財政債	110,000,000	同上	10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同上
合計	569,122,600			

平成16年度北海道札幌医科大学附属病院特別会計予算

平成16年度北海道札幌医科大学附属病院特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,114,015千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,800,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		17,095,836
	1 使用料	17,013,143
	2 手数料	82,693
2 国庫支出金		89,879
	1 国庫補助金	89,879
3 財産収入		100
	1 財産売払収入	100
4 繰入金		3,978,365
	1 一般会計繰入金	3,978,365
5 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
6 諸収入		236,875

款	項	金額
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預 金 利 子	2,000
	3 受 託 事 業 収 入	132,477
	4 雑 入	102,397
7 道 債		1,512,960
	1 道 債	1,512,960
歳 入 合 計		23,114,015

歳 出		
		(単位 千円)
款	項	金 額
1 病 院 費		20,956,939
	1 病 院 管 理 費	10,328,479
	2 病 院 事 業 費	10,628,460
2 公 債 費		2,144,938
	1 公 債 費	2,144,938
3 諸 支 出 金		12,138
	1 繰 出 金	12,138
歳 出 合 計		23,114,015

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成16年度医療情報統合システムの導入に係る賃借に関する債務負担行為	平成16年度から平成17年度まで	515,673

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
札幌医科大学附属 病院	1,042,000	総務省、財務省そ の他からの借入れ 又は知事の定める 債券の発行によ る。	10%以内	据置期間を含め30年以内におい て、半年賦元利均等償還又は知 事の定める方法による。ただ し、必要に応じて繰上償還す ることができる。
借 換 債	470,960	同 上	10%以内	同 上
合 計	1,512,960			

平成16年度北海道公債管理特別会計予算

平成16年度北海道公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103,744,792千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		615,202
	1 財 産 運 用 収 入	615,202
2 繰 入 金		103,129,590
	1 一 般 会 計 繰 入 金	86,290,549
	2 基 金 繰 入 金	16,839,041
歳 入 合 計		103,744,792

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		103,744,792	
	1 公 債 費	103,744,792	
歳 出 合 計			103,744,792

平成16年度北海道小児総合保健センター事業特別会計予算

平成16年度北海道小児総合保健センター事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,488,277千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、130,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,902,667
	1 使用料	1,901,537
	2 手数料	1,130
2 繰入金		1,544,491
	1 一般会計繰入金	1,544,491
3 繰越金		40,000
	1 繰越金	40,000
4 諸収入		1,119
	1 預金利子	150
	2 雑入	969
歳 入 合 計		3,488,277

歳 出		
		(単位 千円)
款	項	金 額
1 センター費		3,022,770
	1 センター管理費	1,975,391
	2 センター事業費	1,047,379
2 公債費		225,604
	1 公債費	225,604
3 諸支出金		239,903
	1 繰出金	239,903
歳 出 合 計		3,488,277

平成16年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成16年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,247,201千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		140,811
	1 一 般 会 計 繰 入 金	140,811
2 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
3 諸 収 入		826,759
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 収 入	729,347
	3 雑 入	97,411
4 道 債		279,621
	1 道 債	279,621
歳 入 合 計		1,247,201

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		1,247,201
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	1,247,201
歳 出 合 計		1,247,201

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付事業費	279,621	国庫からの借入れによる。	0	母子及び寡婦福祉法の定めるところによる。

平成16年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算

平成16年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ612,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		57,000
	1 財 産 運 用 収 入	2,600
	2 財 産 売 払 収 入	54,400
2 繰 入 金		1,450
	1 基 金 繰 入 金	1,450
3 諸 収 入		554,050
	1 一 般 会 計 借 入 金	554,050
歳 入 合 計		612,500

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		612,500	
	1 公 債 費	612,500	
歳 出 合 計			612,500

平成16年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算

平成16年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ158,728千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		71,518
	1 財産売却収入	71,518
2 諸収入		87,210
	1 一般会計借入金	87,210
歳入合計		158,728

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 公 債 費		158,728	
	1 公 債 費	158,728	
歳 出 合 計			158,728

平成16年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算

平成16年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,180,028千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		66,255
	1 一 般 会 計 繰 入 金	66,255
2 繰 越 金		500,945
	1 繰 越 金	500,945
3 諸 収 入		3,483,080
	1 預 金 利 子	31
	2 貸 付 金 収 入	3,164,347
	3 雑 入	318,702
4 道 債		129,748
	1 道 債	129,748
歳 入 合 計		4,180,028

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 中小企業近代化資金貸付事業費			1,108,570
	1 中小企業近代化資金貸付事業費		1,108,570
2 公 債 費			2,266,658
	1 公 債 費		2,266,658
3 諸 支 出 金			804,800
	1 繰 出 金		804,800
歳 出 合 計			4,180,028

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業近代化資金貸付事業費	129,748	中小企業総合事業団からの借入れによる。	1.55%以内	据置期間を含め20年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成16年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計予算

平成16年度北海道農業改良資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,343,685千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、308,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国庫支出金		4,929
	1 国庫補助金	4,929
2 繰入金		417,548
	1 一般会計繰入金	417,548
3 繰越金		337,179
	1 繰越金	337,179
4 諸収入		1,822,770
	1 預金利子	14
	2 貸付金収入	1,822,642
	3 雑収入	114
5 道債		761,259
	1 道債	761,259

款	項	金 額
歲 入	合 計	3,343,685

歳 出		
		(単位 千円)
款	項	金 額
1 農業改良資金貸付事業費		1,237,725
	1 農業改良資金貸付事業費	1,237,725
2 就農支援資金貸付事業費		964,073
	1 就農支援資金貸付事業費	964,073
3 公 債 費		761,258
	1 公 債 費	761,258
4 諸 支 出 金		380,629
	1 繰 出 金	380,629
歳 出 合 計		3,343,685

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付 事業費	192,180	国庫からの借入れ による。	0	据置期間を含め13年以内において、貸付対象者からの償還金を農業改良資金助成法の定めるところにより毎年2回国に対し償還する。
就農支援資金貸付 事業費	569,079	同 上	0	据置期間を含め21年以内において、貸付対象者からの償還金を青年の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところにより毎年2回国に対し償還する。
合 計	761,259			

平成16年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成16年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ356,432千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		6,402
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,402
2 繰 越 金		112,354
	1 繰 越 金	112,354
3 諸 収 入		237,676
	1 預 金 利 子	10
	2 貸 付 金 収 入	237,656
	3 雑 入	10
歳 入 合 計		356,432

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	沿岸漁業改善資金貸付事業費	356,432	
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	356,432	
歳 出 合 計		356,432	

平成16年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成16年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ460,805千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		9,332
	1 一 般 会 計 繰 入 金	9,332
2 繰 越 金		150,030
	1 繰 越 金	150,030
3 諸 収 入		301,443
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 収 入	301,433
	3 雑 入	9
歳 入 合 計		460,805

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1	林業・木材産業改善資金貸付事業費	459,372	
	1 林業・木材産業改善資金貸付事業費	459,372	
2	林業就業促進資金貸付事業費	1,433	
	1 林業就業促進資金貸付事業費	1,433	
歳 出 合 計			460,805

平成16年度北海道公共下水道事業特別会計予算

平成16年度北海道公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,022,381千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、700,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		221,545
	1 使用料	221,545
2 繰入金		137,794
	1 一般会計繰入金	137,794
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
4 諸収入		592,942
	1 延滞金、加算金及び過料	10
	2 預金利子	37
	3 一般会計借入金	535,577
	4 雑収入	57,318
5 道債		70,000

款	項	金 額
	1 道 債	70,000
歲 入 合 計		1,022,381

歳 出		
		(単位 千円)
款	項	金 額
1 公共下水道事業費		224,810
	1 公共下水道事業費	224,810
2 公 債 費		794,590
	1 公 債 費	794,590
3 諸 支 出 金		2,981
	1 繰 出 金	2,981
歳 出 合 計		1,022,381

第 2 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特定公共下水道費	70,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成16年度北海道流域下水道事業特別会計予算

平成16年度北海道流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,445,521千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,100,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		723,864
	1 負担金	723,864
2 国庫支出金		2,397,000
	1 国庫補助金	2,397,000
3 繰入金		1,607,262
	1 一般会計繰入金	1,607,262
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		1,295
	1 預金利子	10
	2 雑入	1,285
6 道債		1,716,000

款	項	金 額
	1 道 債	1,716,000
歲 入	合 計	6,445,521

歳 出		
		(単位 千円)
款	項	金 額
1 流域下水道事業費		3,793,955
	1 流域下水道事業費	3,793,955
2 公 債 費		2,626,152
	1 公 債 費	2,626,152
3 諸 支 出 金		25,414
	1 繰 出 金	24,414
	2 諸 費	1,000
歳 出 合 計		6,445,521

第 2 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
平成16年度流域下水道事業に関する債務負担行為	平成16年度から平成17年度まで	705,000

第 3 表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道費	1,716,000	総務省、財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成16年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算

平成16年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ56,859,288千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		205,534
	1 一 般 会 計 繰 入 金	205,534
2 諸 収 入		56,653,754
	1 一 般 会 計 借 入 金	28,111,000
	2 貸 付 金 収 入	28,542,754
歳 入 合 計		56,859,288

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費		28,111,000	
	1 住宅供給公社事業運営 資金貸付事業費	28,111,000	
2 公 債 費		28,748,288	
	1 公 債 費	28,748,288	
歳 出 合 計		56,859,288	

平成16年度北海道地方競馬特別会計予算

平成16年度北海道地方競馬特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,910,510千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,800,000千円と定める。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		6,367
	1 手 数 料	6,367
2 財 産 収 入		1,997
	1 財 産 運 用 収 入	1,997
3 寄 附 金		55,000
	1 寄 附 金	55,000
4 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
5 諸 収 入		13,847,136
	1 預 金 利 子	100
	2 収 益 事 業 収 入	10,871,440
	3 一 般 会 計 借 入 金	1,356,250

款	項	金 額
	4 雜 入	1,619,346
歲 入 合 計		13,910,510

歳 出			(単位 千円)
款	項	金 額	
1 競 馬 費		13,780,930	
	1 競 馬 総 務 費	96,424	
	2 競 馬 開 催 費	13,684,506	
2 諸 支 出 金		129,580	
	1 繰 出 金	14,950	
	2 納 付 金	114,630	
歳 出 合 計			13,910,510

平成16年度北海道病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成16年度北海道病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 院 数	9 病院
(2) 病 床 数	1,480 床
(3) 年間取扱延患者数	
入 院	350,035 人
外 来	582,957 人
(4) 一日平均患者数	
入 院	959 人
外 来	2,399 人
(5) 主要な建設改良事業	
病院建設事業	4,369,104 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	18,840,916 千円
第1項 医業収益	13,188,936 千円
第2項 医業外収益	5,431,036 千円
第3項 特別利益	220,944 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	20,579,189 千円
第1項 医業費用	19,841,917 千円
第2項 医業外費用	728,182 千円
第3項 特別損失	9,090 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	6,056,074 千円
第1項 企 業 債	4,573,000 千円
第2項 補 助 金	14,413 千円
第3項 長 期 借 入 金	337,232 千円
第4項 他 会 計 負 担 金	1,088,497 千円
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金	42,932 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	6,056,074 千円
第1項 建 設 改 良 費	4,939,857 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,116,217 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成16年度建設に係る小児総合医療・療育センター (仮称)の工事請負に関する債務負担行為	平成16年度から 平成18年度まで	千円 8,210,136

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病 院 建 設 事 業	千円 4,573,000	総務省、財務省そ の他からの借入れ による。	10%以内	据置期間を含め30年以内におい て、半年賦元利均等償還又は知 事の定める方法による。ただ し、必要に応じて繰上償還す ることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,429,540 千円

(2) 交際費 140 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,524,986千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量
取得する資産	器械備品	磁気共鳴断層撮影装置	1台

平成16年度北海道電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成16年度北海道電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------|-------------|--------|
| (1) 年間販売電力量 | 284,230,000 | キロワット時 |
| (2) 主要な建設改良事業 | | |
| シューパロ発電所建設事業 | 213,210 | 千円 |
| 発電中央制御機器改良事業 | 10,999 | 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	3,651,926 千円
第1項 営業収益	3,617,385 千円
第2項 財務収益	20,554 千円
第3項 営業外収益	13,987 千円
支 出	
第1款 電気事業費用	3,278,336 千円
第1項 営業費用	2,122,129 千円
第2項 財務費用	1,001,260 千円
第3項 営業外費用	150,639 千円
第4項 特別損失	4,308 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額192,471千円は、過年度分損益勘定留保資金177,392千円、中小水力発電開発改良積立金3,762千円及び当年度資本的収支調整額11,317千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	1,264,059 千円
第1項 補 助 金	15,032 千円
第2項 負 担 金	5,385 千円
第3項 補 償 金	3,642 千円
第4項 投 資 償 還 収 入	1,240,000 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,456,530 千円
第1項 建 設 改 良 費	271,909 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,184,621 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、180,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	626,210 千円
(2) 交 際 費	455 千円

平成16年度北海道工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成16年度北海道工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	67	箇所
(2) 年間総給水量	85,448,996	立方メートル
(3) 一日平均給水量	234,107	立方メートル
(4) 主要な建設改良事業		
苫小牧東部地区第一工業用水道建設事業	789,930	千円
石狩湾新港地域工業用水道建設事業	58,038	千円
室蘭地区工業用水道改修事業	345,000	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業資金に充てるため、一般会計から長期借入金235,721千円を借り入れる。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益	1,646,864	千円
第1項 営業収益	1,646,560	千円
第2項 営業外収益	304	千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用	1,993,688	千円
第1項 営業費用	1,592,013	千円
第2項 営業外費用	401,445	千円
第3項 特別損失	230	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額675,181千円は、過年度分損益勘定留保資金243,214千円、当年度分損益勘定留保資金404,501千円及び当年度資本的収支調整額27,466千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	2,059,884 千円
第1項 補 助 金	81,500 千円
第2項 他会計からの出資金	58,038 千円
第3項 他会計からの長期借入金	1,920,346 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	2,735,065 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,331,205 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,403,860 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、770,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	389,653 千円
(2) 交 際 費	245 千円